ハ‖　第二十二条第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した試験研究用等原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
二　［略］	［略］	［略］
三　燃料体の記録（第三十二条の五の二第十一号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）		
［イ～ト　略］	［略］	［略］
四　放射線管理記録		
イ　原子炉本体（法第四十三条の三の二第二項の認可を受け、第三十二条の五の二第十一号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三条の三の二第二項の認可を受け、第三十二条の五の二第十一号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	［略］	［略］
［ロ～ヘ　略］	［略］	［略］
ト　原子力船等の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	［略］	［略］
［チ～ヌ　略］	［略］	［略］
［削る。］		
［五］　［略］	［略］	［略］
［六］　［略］	［略］	［略］
［七］　［略］	［略］	［略］
［八］　［略］	［略］	［略］

ハ‖　第二十三条の規定による検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
二　［同上］	［同上］	［同上］
三　燃料体の記録		
［イ～ト　同上］	［同上］	［同上］
四		
［同上］		
イ　原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	［同上］	［同上］
［ロ～ヘ　同上］	［同上］	［同上］
ト　原子力船又は附帯陸上施設を設置した事業所（以下「原子力船等」という。）の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	［同上］	［同上］
［チ～ヌ　同上］	［同上］	［同上］
五‖　保守記録		
イ　試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては点検の状況を除く。）	毎日一回（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉であつて、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しないときは毎週一回）	一年間
［六］　［同上］	［同上］	［同上］
［七］　［同上］	［同上］	［同上］
［八］　［同上］	［同上］	［同上］
［九］　［同上］	［同上］	［同上］
ロ　試験研究用等原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	一年間
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］